

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

## 原告第18準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2019年12月2日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

## 第1 はじめに

被告県は、警察法2条1項の趣旨から、「公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」（被告県答弁書）といった抽象的な目的のみで原告らの情報を収集・保管・利用したことを正当化できるとし、いわば手放し、何らの規制もされことなく原告らの情報を収集・保管・利用することを認めさせようとしている。

しかし、個別具体的な検討なく、抽象的な理由で、公安警察によって実際に行われている個人情報の収集等全般を適法として許すことはできない。本準備書面においては、緒方宅盗聴事件と堀越事件を紹介し、公安警察の活動の実態を示すこととする。

## 第2 緒方宅盗聴事件

### 1 事件の概要

緒方宅盗聴事件は、日本共産党中央委員会幹部会委員・国際部長であった緒方靖夫、その妻及び母が、神奈川県警察本部警備部公安第一課に所属する警察官らによって、日本共産党に関する情報を収集するためとして、1985年から1986年（東西冷戦期）にかけて自宅の電話の通話内容を継続的に盗聴された事件である。極めて悪質な盗聴事件だったが、刑事事件としては誰も起訴されず、緒方らが国家賠償請求訴訟を起こした（第1審は東京地裁平成6年9月6日判決、控訴審は東京高裁平成9年6月26日判決）。

緒方宅盗聴事件第1審判決が認定した神奈川県警察本部警備部公安第一課及び同課所属の警察官の盗聴行為は以下のとおりである。

### 2 認定された盗聴行為と同行為についての神奈川県警察本部警備部公安第一課の組織的関与

- (1) 判旨は、盗聴の状況について、「昭和六十一年十一月二七日ころ、本件アパート前の電柱…上の端子函内において、「ユ一五」に属する一〇〇本の電話回線の中から、原告ら方電話回線が取り出されたうえ、同じ端子函内にある「ユ一四」に

属する一〇〇本の電話回線の中から、本件アパートに繋がる電話回線（ユ一四一四）が取り出され、右両回線を接続する工作が施されていた。

更に、本件アパート内においても、同室内の電話回線に工作が加えられるとともに、新たにコンセントを設置する等の工作が施され、これによって、同室内において原告方通話を傍受できる状態が作出されていた。」と認定している。

このような犯罪行為について判旨は、昭和61年11月当時、神奈川県警察本部警備部公安第一課所属の警察官（地方公務員）であり、巡查部長と巡查であった者が「積極的に関与した事実を十分に認めることができる」旨判示している。

また、上記二名の他、同二名と同じ「同一の部署（神奈川県警察本部警備部公安第一課）に勤務しており、警備情報の収集に従事し」ていた者につき、同人が本件盗聴行為自体に関与した事実について直接証拠がないとしながら、盗聴対象の近くのアパートの賃貸借契約書上の印影と賃借名義人が同人の長男であったことから、「本件盗聴活動の拠点たる本件アパートの賃貸借契約締結段階においては、これに深く関与し、主導的に行動していた事実を十分に推認することができる」と認定している。

そのうえで、同判決は、上記三名「の各行為が個人的動機に基づく独自の行動であったと見ることは到底できないものと言うべきであって、同人らによる本件盗聴行為は、神奈川県警察本部警備部公安第一課所属の警察官としての「共産党国際部長である原告靖夫の通話内容の盗聴」という目的に向けた組織的な行動の一環であったものと推認するのが相当であり、…（上記）三名の間において右目的に向けた意思の連絡（共謀）が成立していたことについては疑い得ないところである。」「そして、神奈川県警察本部警備部公安第一課所属の警察官三名が右のような組織的行動に加担していたことからすれば、当時の神奈川県警察本部警備部公安第一課長であった訴外…及び訴外…が、…（上記三名）に対し、本件盗聴に関する指揮、命令ないし承認を行っていた事実は当然に推認され、本件盗聴行為は、まさに神奈川県警察本部警備部公安第一課の職務として行われたものと認

めるのが相当である。」（個人名は省略。括弧内は代理人記載）と認定している。

このような事実から、公安警察という組織には目的遂行のためであれば組織ぐるみで犯罪行為を行うことを厭わない体質があることが伺われる。上記盗聴事件発覚以降、警察庁、神奈川県警が組織的な盗聴活動を認めて、緒方靖夫らや国民に謝罪し、将来、同様の違法活動を繰り返さない旨の発言をしたことはない。上記のような組織の体質は未だに変わっていないと受け止めざるを得ない。

- (2) 本件訴訟において、被告国（岐阜県警）が本件議事録の記載内容についてすら認否しないのは、国際テロ捜査情報流出事件における警視庁の態度と全く同じである。このような不誠実極まりない訴訟態度からして、本人に無断で収集している個人情報の範囲や利用の実態が適正であるはずがない。

### 3 本件盗聴行為に関する国の関与について

- (1) 判旨は、警視庁警備局の所掌事務に警備警察に関することがあること、同局発行「警備法令の研究」に警備情報収集の対象に日本共産党を位置づけていること、盗聴をした職員らが「神奈川県警察職員であるにもかかわらず、東京都町田市（警視庁管内）で本件盗聴を実行していること」から、「全国の都道府県警察に対し、日本共産党関係の情報収集に関する一般的な指示を行い、かつ各都道府県警察の収集した同党関係の情報のうち重要なものについては、警察庁の担当局課において報告を受け、同課において右情報の整理・分析に当たっていた事実を推認することができる」とし、さらに「一般的指示・報告の事実に加え、…、本件盗聴について、少なくとも警察庁警備局の職員（警察庁警備局長、同警備局公安第一課長、同課理事官堀貞行）ないしは神奈川県警察幹部職員（同県警察本部長、同警備部長）において具体的内容を知り得る立場にあった」として、国にも国家賠償法上の責任を認めている。
- (2) 本件においても、被告国は、原告らの個人情報については、警察庁の担当局課において報告を受け、同課において右情報の整理・分析に当たっていた事実が推認されるのであるから、被告国が請求の趣旨記載の原告らの個人情報を違法に保

有していることは明らかである。

### 第3 堀越事件

#### 1 事案の概要

堀越事件とは、社会保険庁目黒社会保険事務所に年金審査官として勤務していた厚生労働事務官（以下「堀越氏」という）が、2003年11月に施行された衆議院議員総選挙に際して、前後3回にわたり、政党機関紙号外ないしは特定の政党を支持する政治的目的を有する無署名の文書を配布した行為（以下「本件配布行為」という）が国家公務員法違反（政治的行為）に問われた事案（刑事事件）である。

第1審（東京地裁平成18年6月29日判決）は有罪としたが、第2審及び最高裁は、国家公務員法（以下、国家公務員法を「国公法」という）102条1項を合憲とした上で、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しないといふべきであるとして、堀越氏を無罪とした（東京高裁平成22年3月29日判決、最高裁平成24年12月7日判決）。

堀越事件における第1審判決では、警備公安警察が長期間にわたり過剰な捜査体制の下、堀越氏を尾行したり録画撮影したりしたことが事実認定されている。当該事実認定は、刑事警察と異なる警備公安警察の在り方を端的に示している。

#### 2 堀越事件第1審判決で認定された警備公安警察の行動

##### （1）捜査の端緒

##### ア 中央区議会議員及び中央区長選挙

第1審判決では、捜査の端緒として以下の事実が認定されている。なお、2003年4月20日に統一地方選挙に伴う中央区議会議員選挙及び中央区長選挙が告示され、これらの選挙は同月27日に施行された。

##### イ 2003年4月19日

同日午前9時30分前後頃、警視庁月島警察所警備課公安係の巡查E F 2名が、選挙違反取締りのため、車両に乗って聞き込み等に当たっていたところ、中央区晴海（以下省略）駐在のc玄関前道路を通りかかった際、堀越氏が同棟玄関内にある集合郵便受けにビラ様のものを多数投函している状況を現認した。

当該巡查2名は、堀越氏の投函行為について、事前運動や法定外文書の配布等と何らかの公職選挙法（以下「公選法」という）違反に当たる行為ではないかと不審を抱き、車外に出て堀越氏の投函行為を約10分程度確認していた。その後、堀越氏が同所から外に出たため、F巡查は堀越氏の後を追い、E巡查は同玄関内に入って、複数の郵便受けに入っている堀越氏が投函したビラのいくつかを外部から確認した。E巡查は、これらのビラに、「まりこ勝彦」、「日本共産党」等の文字が記載され、上記中央区議選に日本共産党から立候補を予定していた鞠子勝彦と思われる写真が掲載されていることを確認した。E巡查は、これが選挙に関するビラであると認識し、上司である月島署警備課長代理G警部に電話で報告したところ、G警部は、E巡查らに対して、堀越氏の行動確認を続けるように指示した。G警部がこのような指示をしたのは、堀越氏が日本共産党の党员か同党员に近い者と判断したからである。これは警察白書の「公安の維持」の章で、毎年、日本共産党の動向を報告している（その前提として日本共産党员の活動を継続的に監視している）ことに見合っている。

同日午後2時頃、G警部は、自ら前記cに赴き、居住者の中からある人物（以下、便宜上「甲」という）を選定して、同人方に投函された前記ビラの提出を依頼したが、甲が不在であり、家人しかいなかったため、その提出を受けることができなかった。G警部は、捜査が漏れることや、前記ビラが違法文書に当たらない場合には選挙妨害にもなりかねないことなどを懸念し、他の居住者からは前記ビラの提出を受けることなく、甲方の家人に対し、ビ

ラの提出依頼について甲への伝言を頼み、その日はそのまま月島署に戻った。

一方、堀越氏の行動確認を続けていたE巡査らは、いったん堀越氏を見失うなどしつつも、G警部からの指示を受け付近の張り込みを続けていたところ、同日午後7時過ぎころ、堀越氏が同区（以下略）所在のまりこ勝彦事務所（以下「まりこ事務所」という）内に入るのを発見、確認した。さらに、E巡査は、同事務所前で張り込みを続けた。

堀越氏の行動ないし活動は何ら反社会的なものではなく、人々に危害を加える恐れがあるものではないから、警察が監視しなければならないような人物ではない。

ウ 2003年4月20日

E巡査は、同日午前0時30分頃、堀越氏が同事務所から出てくるのを認めたので、その後を追ったところ、堀越氏が徒歩で同区晴海（以下省略）所在のjに移動し、その712号室前でいなくなるのを現認した。そして、E巡査は、同室の部屋番号等を確認して、前記ビラを配布していた人物が「堀越」という名前であることを突き止めた。

同日午前10時頃、G警部は、甲から、前記ビラを保管しているが、今日受け取りに来られることは都合が悪い旨の連絡を受けたので、甲には、翌21日にビラの受け取りに伺う旨伝えた。

エ 2003年4月21日

同日朝、E巡査らは、G警部の指示により、堀越氏の素性確認のため、堀越氏の行動確認を行った。そして、E巡査らは、堀越氏が自宅から目黒区（以下略）在の△△社会保険事務所内に入るのを確認する等して、堀越氏が同所に勤務する者であることを確認した。

他方、同日午前10時頃、G警部は、前記cに再び赴き、甲から、堀越氏が同月19日に配布した前記ビラ（「中央区議団ニュース4月号外」、「中央新報2003年4月号外」の各1枚）の任意提出を受け、供述調書を作成する

などした。

G警部は、同日午後2時頃、月島署内に設置された選挙違反取締本部に前記ビラを持ち寄るのに先立ち、警視庁公安部公安総務課のH警部を通じて、警視庁本部の選挙違反取締本部に対し、前記ビラが公選法上の違法文書に該当するか否かについて照会した。H警部は、同日午後4時頃、G警部に対して、前記ビラは違法文書には該当しない旨回答したが、堀越氏が国家公務員であるとすれば、国公法の政治的行為の禁止に抵触する可能性がある旨伝えた。

その後、H警部（月島署ではなく警視庁公安部公安総務課に所属している）は、平成11年度版までの「東京都職員名簿」を調べるなどして、堀越氏が一般職の国家公務員であることを確認し、前記ビラの配布について、国公法違反被疑事件としての捜査が開始されることとなった。

#### オ 2003年4月23日以降

同日、H警部とI警部補の二人が、H警部の上司に当たるJ管理官の命を受け、警視庁公安部公安総務課から月島署に派遣され、同月26日まで堀越氏の行動確認捜査を行い、また、足立区議会議員、足立区長選挙の告示日前日である5月10日にも、同区内で堀越氏の行動確認捜査を行うなどした。

その結果、堀越氏がまりこ事務所に毎日のように立ち寄り、4月25日には、同事務所を出て中央区佃2丁目地区で前同様のビラを配布しているところを現認する等した。

### (2) 国公法違反容疑における捜査

#### ア 捜査体制

堀越氏に対する国公法違反の被疑事件は、2003年5月の段階でいったん検察庁送致や立件が見送られ、継続捜査とされたが、同年10月11日まで、堀越氏に対する捜査がなされることはなかった。同年10月10日、衆議院が解散されたため、ほどなくして第43回衆議院議員総選挙が公示、施



行された。

そして、堀越氏が同選挙に際し再び同様のビラを配布することが予想されたことから、同月11日、H警部、I警部補、N警部補、O巡査部長の4名が警視庁公安部公安総務課から月島署に派遣され、月島署員とともに本件捜査を実施することとなった。なお、同月17日からは、上記公安総務課からP警部補、Q警部補、R巡査部長の3名が新たに派遣され、本件捜査に加わった。

#### イ 2003年10月11日から同年11月8日までの捜査

H警部補らは、衆議院解散の翌日である10月11日から総選挙施行の前日である11月8日までの29日間にわたり、堀越氏を尾行し、その行動を確認した。そのうち、平日の行動確認捜査は、約2、3名の捜査官が従事して堀越氏の出勤状況と退庁後の立ち寄り先等を確認している。なお、10月29日と11月5日には、平日にもかかわらず7名または9名の捜査官が参加している。

次に、堀越氏が出勤しない土日祝日は、概ね6名から11名の捜査官が堀越氏の行動確認に従事し、堀越氏が、朝自宅を出るところから尾行を開始し、その立ち寄り先や接触した人物等を捜査している。その中には、堀越氏が千代田区地委員会やまりこ事務所に立ち寄った事実も含まれている。また、10月19日、同月25日、11月3日には、堀越氏が判示のとおりビラの配布行為を行っているところを現認し、後述のとおり、ビデオカメラに撮影した。

H警部は、上記行動確認捜査に当たり、平日で少なくとも1台、土日祝日には多いときには4、5台のビデオカメラを用意して、行動確認に従事する捜査官に持たせていた。そして、H警部は、上記捜査官に対し、堀越氏のビラの配布行為やそれに接着した行為、配布行為を行う可能性のある状況、あるいは、堀越氏がまりこ事務所や日本共産党千代田区地区委員会（以下、千

代田区地区委員会という)に立ち寄る状況等を、堀越氏に気づかれないような方法で撮影するよう指示していた。

捜査の結果、撮影したデジタルビデオカセットは約33本あり、うち9本が、堀越氏の判示各行為を撮影したものとして、(本件の)当公判廷に提出された。

#### ウ 行動確認捜査の状況

堀越氏の判示各行為があった日の行動確認捜査の状況は、10月19日は捜査官9名、ビデオカメラ5台、カメラ3台、車3台、同月25日は捜査官11名、ビデオカメラ4台、車4台、11月3日は捜査官11名、ビデオカメラ6台、車4台であり、捜査官は、徒歩による行動確認と車両による行動確認に分けられ、それぞれH警部の指示を受けながら、堀越氏の行動確認と、配布状況等の現認及びビデオ撮影に当たった。

本件ビデオカセットについていうと、徒歩で堀越氏を尾行する際に、バッグ用の入れ物の中に入れてビデオカメラでもって、いわば隠し撮りする形で、堀越氏の行動をほぼ連続的に撮影したものや、堀越氏の移動に従い次々と車両を移動させて公道上に停め、その車両内から又は降車して堀越氏の近くから、ビデオカメラでもって、同じく隠し撮りの形で堀越氏の行動を断続的に撮影したりしたものである。

その画面の内容は、多くは、本件各行為を含め、堀越氏がビラを配布している状況やそれに類する状況、あるいは、これらの行為に前後して、中央区月島や晴海地区の行動上をビラの入ったバッグを抱えて徒歩で移動する状況が撮影されたものである。しかし、中には、堀越氏がビラをもらいにまりこ事務所に入る状況やその直前の行動上を歩く状況が撮影されたものもあるほか、一応配布行為を終えた後、手ぶらで又はビラの入っていたバッグを丸め手に持って公道上を歩き、まりこ事務所に向かい、同事務所に戻る状況が撮影されているものもある。

3 上記2の事実認定からわかる警備公安警察の活動は、日本共産党員とおぼしき堀越氏を標的とした政党員の活動監視である。

(1) 刑事警察と公安警察は全く異なる

本項では、捜査が違法であったか否かをひとまず措いた上で、刑事警察と公安警察との違いを説明する。

刑事警察では、特定の犯罪の嫌疑の下、必要性・緊急性・相当性の制限を意識した捜査が行われる。それは、必要性・緊急性・相当性の程度の差こそあれ、強制捜査はもちろん、任意捜査にも妥当する。

これに対し、公安警察の主な目的は、特定の犯罪の嫌疑ではなく、個人情報収集・集積・分析である。そのため、特定の犯罪の嫌疑において必要性・緊急性・相当性の枠組みを超えた個人監視が行われる。

以下、上述した認定事実から、堀越事件における公安警察の行動を具体的に述べる。

(2) 任意活動の名の下に個人監視を続け、個人情報を収集する

2003年4月19日午前9時30分から10分間、EF巡査が堀越氏の行動を確認し、ビラ内容をすぐ確認することもなく、ビラ内容を確認した後も、Gに連絡を取って行動確認を翌20日午前0時30分頃まで続けた（一部、E巡査の単独での行動確認を含む）点は、公選法違反容疑の捜査としての枠組みを超えている。

すなわち、東京都心で商用ビラを住宅等に配布する人間が多数いる中で、捜査機関が、ビラ内容を確認することなく、商用ビラと同様の態様で配布する堀越氏に対して不審を持つことは想定しがたい。それにもかかわらず、あえて堀越氏に目を付けた上、同氏がビラを配布し続けているのに、ビラ内容を確認したり、堀越氏に声をかけたりすることもなく、10分間も尾行し続けるのは、公選法違反容疑の捜査からかけ離れている。

真に公選法違反容疑の捜査として動いているならば、ビラ配布者に声をかけ

たりビラ配布先に依頼したりした上でビラ内容を確認し、ビラを証拠として確保するのが、同容疑において必要かつ相当な捜査の在り方である。

しかし、G警部から指示を受けたE F巡査らは、犯罪の成否を左右するビラの入手が容易にできるにもかかわらず、これをあえてせず、公選法違反の嫌疑が濃厚なのか否かの確認を先送りにし、堀越氏を約15時間も尾行し続け、堀越氏の立ち寄り先や住居氏名を特定し、新たな個人情報を収集していた。さらに、4月21日朝も、E巡査らは堀越氏を尾行し、堀越氏の勤務先（新たな個人情報）を突き止めた。このようなE F Gの行動は、日本共産党員（らしい）の堀越氏が立ちまわる場所や接触する人を確認することこそが目的になっており、公選法違反容疑の捜査としての手順を明らかに逸脱している。

### （3）国公法違反に嫌疑を切り替えた後の捜査は不適切である

同年4月21日、Gは、前記ビラが公選法上の違反文書に該当しないことを確認した。ここで公選法違反事件としての捜査は終了するはずである。それにもかかわらず、今度は、月島署ではなく警視庁公安部公安総務課が主導し、嫌疑を国公法違反（法定刑は3年以下の懲役または100万円以下の罰金であり、窃盗よりも軽い）に切り替え、少なくとも同月23日から同月26日までの4日間及び5月10日、わざわざ警視庁公安部公安総務課からH警部とI警部補の2名が月島署に派遣され、堀越氏の尾行や張り込みを行っている。

この捜査の歪みは、国公法違反の捜査を月島署ではなく警視庁公安部公安総務課が担当している点である。国公法違反の取締りは警視庁捜査第二課の分掌であって（警視庁組織規則38条（12）参照）、公安部公安総務課の分掌事務ではない（同規則28条参照）。同部公安総務課の分掌事務は、①同部内の庶務に関すること、②公安警察の企画、管理、指導及び総合的調整に関すること、③公安警察官の実務教養に関すること、④警視庁公安機動捜査隊の運用及び連絡調整に関すること、⑤警備情報（他の分掌に属するものを除く）に関すること、⑥警備犯罪（他の分掌に属するものを除く）の取締りに関すること、

⑦部内他課の分掌に属しないことであるから（同規則28条）、国公法違反の捜査を行う組織体制にはない。それにもかかわらず、公安総務課が捜査を主導したのは、堀越氏が日本共産党員として目をつけたからである。

警視庁公安部公安総務課が異常なのは、4月25日に堀越氏に国公法違反とも思える行為があったにもかかわらず、立件したり事件をあえて検察庁に送検しないで、5か月間も（判示上何ら捜査されていないにもかかわらず）継続「捜査」していたことである。立件しない方針を決めたのであれば、通常は、捜査を終結させる。その件での捜査を継続する必要性がないからである。それにもかかわらず、同年4月25日の国公法違反と思しき行為を立件せず、その後公選法違反容疑の捜査を5か月間も継続したのは、刑事捜査としてではなく、警備公安警察が日本共産党員（であるらしい）の堀越氏がどこでどのような人に接触するかという個人情報を収集したかったからである。

（4）上記（3）の事実認定からわかる警備公安警察の活動

ア 軽微な容疑であるにもかかわらず、警視庁公安部から大量の人員機材が投入され、異常に大規模な「捜査」がなされている

同年10月11日、堀越氏が政治に関するビラを配布するとの予測下、国公法違反容疑（先にも述べたように、法定刑は窃盗より軽微である）であるにもかかわらず、公安部公安総務課の警部から巡査まで4名が派遣され、同月17日からはさらに同課警部補以下3名が加わり、月島署員とともに、29日もの間毎日、尾行や張り込み、隠し撮りを続けている。

堀越氏の行動確認（要は尾行、張り込み、聞き込み、隠し撮りである）には、平日は2、3名から9名、土日祝日には概ね6名から11名という多数の捜査官が従事し、時間としても、朝、堀越氏が自宅を出るところから開始され、立ち寄り先や接触人物に至るまで、網羅的・継続的な尾行や張り込みが実施された。

このような大掛かりな捜査は、本件が極めて軽微な案件であることを考えれ

ば、異常かつ過剰な捜査体制と言わざるを得ず、警察比例の原則に反することは明らかである。

イ 捜査手法には、強度なプライバシー権侵害があった

(ア) 撮影態様におけるプライバシー権侵害の強さ

上述した行動確認に際して、堀越氏に対する行動確認対象の場所は、公道上や人が自由に出入りできる開放空間等を中心とした場所にとどまっているものの、堀越氏が日中行動する時間、立ち寄る様々な場所への尾行や張り込みが、約1か月にわたって毎日、継続的に、録画（静止画ではなく動画）という形で実施されている。

位置情報を継続的・網羅的に把握するにとどまるGPS捜査についてですら、最高裁は「GPS捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものというべきである」と述べている（平成28年（あ）第442号、刑集第71巻3号13頁）。

これに対し、本件では、約1か月もの間、堀越氏が知りたい態様で、当人が朝自宅を出るところから連続した時間、複数の捜査員が近接して行動確認が行われ、堀越氏の所在と移動状況は逐一把握されている。しかも、GPS情報から得られる情報は、直接的には位置情報及びその時間のみであるところ、本件では、録画撮影が連続的になされているから、位置情報やその時

間のみならず、動画情報（例えば、堀越氏の仕草、表情、服装、言動、誰と接触したか等）もが把握されている。

そうすると、GPS捜査に比しても、堀越氏に対してなされた行動確認で得られた情報の質は多岐にわたっており、堀越氏及び堀越氏に接していた人々のプライバシー侵害度は遥かに高いというべきである（なお、GPS事件における最高裁判旨にカメラ撮影が比較対象として出てくるが、通常、カメラ撮影は一定の現場を短時間撮影するにとどまるものが想定されているから、堀越事件でのカメラ撮影のような場合には妥当しない）。

#### （イ）撮影内容におけるプライバシー侵害の強さ

堀越事件では、ビデオカセットの内容も、証拠として提出された範囲においてですら、配布行為と直接関係のない堀越氏の立ち寄り先や接触した人物等（堀越氏が千代田区地委員会やまりこ事務所に立ち寄った事実も含まれている）、配布行為をしていない堀越氏の行為が含まれるとのことである。

そうすると、撮影内容としても、単に配布行為にとどまらず、堀越氏の思想信条が推察される立ち寄り先や人間関係といった、まさに、一般人が警察に知られる必要がない内容が含まれていることが明らかである。

また、撮影済みのビデオカセットが約33本であるのに対して、本件刑事裁判の証拠として提出されたのが9本に止まることからすれば、残り約24本については、本件刑事裁判と関係かほとんど関連性がない堀越氏の行動が撮影されたと考えられる。これら24本の中に、堀越氏の思想、人間関係、表現活動等を詳細に知るに足るものがあることは疑う余地がない。

したがって、撮影内容からしても、堀越事件におけるプライバシー侵害の程度は極めて高いと言える。

#### （ウ）ビデオカセットの保管利用によって生じる更なるプライバシー侵害

堀越氏に対する行動確認で得られたビデオカセットや捜査員の得た情報に基づき、堀越氏の行動を整理・分析し、その立ち寄り先や接触した人物等

の特徴について記載した報告書が作成されている。したがって、警視庁公安部には、少なくとも2003年4月19日から21日、同月23日から26日まで、同年5月10日、同年10月11日から11月8日までの、少なくとも合計37日間もの堀越氏の行動が文書・画像（しかも動画）で保管されていることになる。

ビデオカセットが約33本あるにもかかわらず、刑事事件で提出された証拠は9本にとどまり、それ以外の証拠は警視庁公安部に保管されていると思われるとともに、その後、どのように利用されたか一切不明である。行動を整理・分析した報告書についても同様であり、これらを規律するルールがあるか不明である。

このような状況で堀越氏が受ける恐怖感や不安感は、容易に想像できるものである。

#### 4 小括

以上の通り、警備公安警察は、捜査として必要な資料はごくわずかであるにもかかわらず、捜査に名を借りて、多数の人員と機材を導入し、長期間にわたり特定個人の情報を網羅的・続的に収集した上、捜査に不必要なものまでも収集しデータ化した上、保管している。GPS 捜査判決に比べても、プライバシー侵害の度合いの大きな個人情報収集手法が、捜査の名の下に実施されている。また、それによって得られた資料が個人情報を多分に含んでいるのに、法的根拠なく保管利用されていることが明らかである。

このような活動は、刑事捜査とは大きくかけ離れている上、プライバシー侵害の度合いの極めて高いものであるから、具体的な法的規制の下に、限定して実施されるべきである。

以上